

太田市認定農業者協議会支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の担い手である認定農業者の資質を高め、地域農業の発展及び活性化を図るため、認定農業者で組織する太田市認定農業者協議会（以下「協議会」という。）が行う農業技術及び経営管理の向上、新規認定農業者の育成、農業振興、普及活動等の事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部について、太田市認定農業者協議会支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会の事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 研修費
- (3) 活動費（農業普及活動等）
- (4) その他補助金交付の目的に対し、必要と認められる経費

(補助率及び補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内を基準とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第4条の規定は、この要綱の失効

後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。